

## 企業版ふるさと納税マッチング支援業務 受託候補者募集要項

### 1 業務名称

生駒市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

### 2 業務の目的

地方創生応援税制を利用した寄附を検討する企業（以下「寄附見込企業」という。）に、生駒市地方創生事業への寄附を働きかけ、寄附の獲得を目指すことを目的とする。

### 3 業務内容及び契約内容

別紙仕様書のとおり

### 4 受託候補者の選定

本業務を受託しようとする者は、契約締結に先立ち、あらかじめ生駒市の審査を受け、受託候補者として選定されていなければならない。

### 5 受託候補者募集期間

令和 8 年 2 月 27 日（金） 17 時まで

### 6 申込資格

次に掲げる条件をすべて満たす法人又は個人で事業を行っている者であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）生駒市長から入札参加停止の措置を受けていないこと。
- （3）破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- （5）生駒市暴力団排除条例第 7 条に規定する措置の対象に該当していないこと。
- （6）国税及び市税を滞納していないこと。
- （7）本業務の遂行にあたり、十分な業務遂行能力を有し、生駒市の要請に応じて迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていること。

### 7 応募に関する事項

本業務を受託しようとする者は、次の書類を各 1 部提出すること。

ただし、本市の「令和7年度物品・委託業務業者登録一覧表」に登録のある者については、提出書類の内、イ、ウ、エを省略することができる。

(1)提出書類

ア 申込書(様式第1号)

イ 誓約書(暴力団排除関係)(様式第2号)

ウ 商業登記簿謄本又は現在事項証明書(履歴事項証明書でも可)の写し

※申請書提出時前3ヶ月以内のものに限ります。

エ 納税証明書の写し※申請書提出時前3ヶ月以内のものに限ります。

○市内業者の方

①最新の事業年度の法人市民税の納税証明書の写し

※生駒市内に事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は、「法人開設届」の写しを提出してください。

②最新の事業年度の納税証明書その3の3(「法人税」及び「消費税及地方消費税」)の写し

※生駒市内に事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は、「法人設立届出書」の写しを提出してください。

○市外業者の方

最新の事業年度の納税証明書その3の3(「法人税」及び「消費税及地方消費税」)の写し

※事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は、「法人設立届出書」の写しを提出してください。

(2)提出先

生駒市 経営企画部 企画政策課

(3)提出方法

メールで提出

提出先メールアドレス：[fiok@city.ikoma.lg.jp](mailto:fiok@city.ikoma.lg.jp)

(4)受付期間

募集開始から令和8年2月27日(金)17時 必着

8 審査に関する事項

(1)書類審査

随時、経営企画部企画政策課が(2)に掲げる審査項目により審査する。

(2)審査項目 審査項目

ア 申込資格 申込資格条件を満たしているか

- イ 手法 自社のノウハウやネットワークを活かした手法が提案されているか
- ウ 実現性 企業へのアプローチ方法や寄附見込企業の開拓方法は効果的かつ実現性のあるものとなっているか
- エ 実績 受託実績について、本業務において成果が期待できるような内容となっているか
- オ 体制 提案された取組が確実に実施されるような業務実施体制が整えられているか

### (3)審査結果通知

審査の日から14日以内に、申込者へメールにより通知する。

## 9 失格事項

申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)申込資格の要件を満たさない場合
- (2)提出書類に事実と異なる記載があった場合
- (3)その他公正を欠いた行為があったと生駒市が認定した場合

## 10 その他

- (1)申込書等の作成及び提出等に要する経費は、すべて申込者の負担とする。
- (2)書類提出後の内容修正及び変更については一切認めない。
- (3)提出された全ての書類は、受託候補者の審査事務以外には使用せず、また返却しない。
- (4)提出された申込書等の審査内容、審査経過については公表しない。
- (5)選定結果についての異議申立は一切受け付けないため、了承した上で参加すること。
- (6)関係法令及び生駒市契約規則を確認しておくこと。
- (7)生駒市は、本業務受託者を市ホームページ等で公表する。
- (8)検討すべき事情が発生した場合は、別途協議を行う。

## 11 問い合わせ先

生駒市経営企画部企画政策課

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8-38

電話番号 0743-74-1111(内線 4170・4171)

メールアドレス fiok@city.ikoma.lg.jp